

## 「地域公共交通燃料油価格高騰対策事業」運営業務委託 仕様書（案）

### 1 委託業務名

「地域公共交通燃料油価格高騰対策事業」運営業務委託

### 2 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の長期化及び燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある路線バス、タクシー、自動車運転代行業事業者（以下「支援対象事業者」という。）に対し、燃料油購入の負担軽減を行い、引き続き事業継続がなされるよう支援する。

### 3 委託業務の内容及び実施方法

地域公共交通燃料油価格高騰対策事業事務局（以下、「事務局」という。）を設置し、支援対象事業者に対し、燃料油価格上昇分の費用を補助するため、以下の業務について実施すること。

#### (1) 支援金の概要

ア 支援対象事業者（想定：路線バス 15 事業者（1,084 台）、タクシー 397 事業者（3,380 台）、自動車運転代行業 274 事業者（464 台））

- ① 鹿児島県内に本社又は支店があること（鹿児島陸運支局に登録されている車両を保持している事業所に限る。）。
- ② 公営企業ではないこと。
- ③ 引き続き、事業実施の意志がある事業者であること。
- ④ 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

イ 一支援対象事業者に対する支援金の額

- ① 路線バス：車両 1 台当たり 142,000 円
- ② タクシー：使用している油種により、車両 1 台当たり
  - a オートガス（自動車用 LP ガス） 30,000 円
  - b ガソリン、軽油 50,000 円
  - c オートガス及びガソリン（LPG ハイブリッド） 40,000 円
- ③ 自動車運転代行業：随伴用車両 1 台当たり 25,000 円

ウ 申請期間

令和 4 年 9 月上旬～11 月 30 日（水） ※消印有効

エ 申請方法

交付申請は、事業者毎に一括して申請するものとする。

オ 事業スキーム 別紙のとおり

#### (2) スケジュール作成及び事務局の設置・運営

ア 事業の遂行スケジュールを作成すること。また、本業務を実施する事務局を設

置し、業務を行う人員を確保すること。

イ 本業務の実施に当たって必要となる支援金交付要綱及びQ & A等を作成すること。

なお、支援金交付要綱の素案については、県が示すこととし、Q & A等の作成は、県と協議すること。

ウ 事務局設置費用（パソコン、机・椅子・棚などの什器、電話及びインターネット回線使用料、光熱費、複合機、シュレッダー等の費用）については、受託者の負担とする。

エ 事務局運営においては、オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人日本経済団体連合会作成）に基づき新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行うこと。

オ 申請事務局専用のメールアドレスを設けること。

カ 支援金を交付するための口座を新設すること。

キ 通知書等を作成するための印鑑（事務局専用）を作成すること。

### (3) 事務局の業務内容

ア 案内文の作成及び事業者への周知

- ① 案内文は、申請受付開始に合わせて発送すること。
- ② 発送件数：700件程度（リストは県より提供）
- ③ 返戻があった場合は、送付先を再調査し、再送すること。（送付済リストは県へ提供すること。）
- ④ 案内文には事務局の電話番号を記載すること。

イ 新聞広告の掲出

- ① 対象者へ広く周知を図るため、申請期間中に3回程度、新聞広告を掲出すること。掲出時期は県に提案すること。
- ② なお、新聞広告によらない場合は、広く県内事業者に対する周知効果が十分に担保できる方法を後日県に提案し、周知に努めること。

ウ 問合せ対応

支援対象事業者からの支援金に関する問合せに対応すること。

- ① 問い合わせ対応簿を作成し、県へ日次報告を行うこと。
- ② 受付時間：午前9時30分～午後5時30分
- ③ 県へ確認が必要な問合せについては、県と協議後、架電し、回答対応すること。
- ④ 事務局専用ダイヤルを3回線以上設けること。

エ 支援金申請の受付・書類の審査・支援金の交付

- ① 受付簿を作成し、郵送のみで申請を受け付けること。  
ただし、書類の不足及び不備がある場合、押印の必要のない書類については、メールでのやりとりも認めることとする。

- ② 次のとおり審査を行うこと。
- a 支援金申請書類について、書類不足及び記入不備がないか審査を行うこと。
  - b 不足及び不備があった場合は、申請者へ電話連絡を行い、メール、FAX又は郵送等により修正対応をすること。(申請者との電話連絡については事務局に設けている回線を利用し、FAX又は郵送に係る費用は申請者負担とする。)
  - c 申請内容と証明書類を照らし合わせ、内容に誤りがないか審査を行うこと。
- ③ 受託者は支援金申請の受付後、速やかに審査を行ったのち、交付決定及び確定通知書の送付を行うとともに、原則として2週間以内に事業者に対し、支援金交付を行うこと。交付に伴う振込手数料は受託者負担とする。
- ④ 案内文を送付した支援対象事業者の申請状況を確認し、未提出等の支援対象事業者に対しては、電話連絡等を行い、提出を促すこと。
- ⑤ 受託者は令和4年12月28日(水)までに全ての支援金の交付を終えること。

#### オ 予算管理

支援金申請の受付及び支払処理状況について、県に日次報告を行うこと。

#### (4) 業務委託内容の結果報告書作成

委託業務終了時には、委託業務の一切を記録した報告書を作成すること。作成した報告書は委託事業の実績報告時に2部提出し、併せて、報告書の電子データを提出すること。

#### (5) 履行期限

令和4年12月28日(水)

#### (6) その他

- ア 契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- イ 本業務に係る一切の書類は5年間保存すること。
- ウ 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で業務に必要な事項は、受託者と県が協議して定めるものとする。
- エ 支援対象事業者へ支払う支援金については、委託費とは別に県から事務局へ交付する。

# 鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業スキーム

